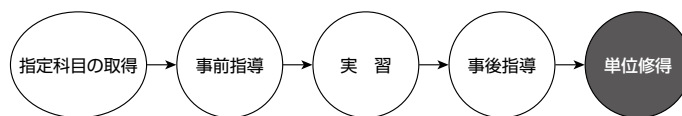


実習について

教育実習、養護実習、保育実習、社会福祉援助技術現場実習、精神保健福祉援助実習、介護実習、看護実習、博物館実習、介護体験実習等の概要についてまとめたものです。各実習の詳細、申込み手続きについては、各実習ごとの「手引き」によりますが、まず自分の該当する実習のアウトラインをつかんでください。

「実習」の流れ



No.	実習の種類	該当する免許・資格	実習期間
1.	幼児教育実習	幼稚園教諭一種・二種	4 週間
2.	初等教育実習	小学校教諭一種・二種	4 週間
3.	中学校教育実習	中学校教諭一種・二種	4 週間
4.	高等学校教育実習	高等学校教諭一種	2 週間
5.	養護実習	養護教諭一種	4 週間
6.	保育実習	保育士資格	[保育実習] を参照
7.	社会福祉援助技術現場実習	社会福祉士受験資格、高等学校教諭一種（福祉）	24日間
8.	精神保健福祉援助実習	精神保健福祉士受験資格	24日間
9.	介護実習	高等学校教諭一種（福祉）	10日間
10.	看護実習	養護教諭一種	6 日間
11.	博物館学実習Ⅰ	博物館学芸員	※
12.	博物館学実習Ⅱ	博物館学芸員	2 週間を原則
13.	介護体験実習	小・中免取得者	7 日間

※「博物館学実習Ⅰ」は事前指導と事後指導において実施します。

介護実習（高等学校教諭一種免許状（福祉））

高等学校教諭一種免許状（福祉）取得のためには、教育職員免許法に基づく介護実習（2単位）が必修であり、該当する施設において、高齢者や障害者（児）の身体介護面、生活援助面の実習（10日間）が必要です。

〔Ⅰ〕実習の受講資格

- （1）実習受講までに、次の科目を修得していること（各入学年度共通、課程正科生含む。）

社会福祉学Ⅰ（含職業指導）（2単位）

社会福祉学Ⅱ（2単位）

社会福祉援助技術総論Ⅰ（2単位）

介護概論（2単位）

介護技術Ⅰ（1単位）

介護技術Ⅱ（1単位）

- （2）実習受講年度の校納金を納入していること

- （3）教職あるいは福祉の分野に就く意思の強固な方

- （4）健康でかつ、実習施設の正常な活動を妨げるおそれのない方

- （5）伝染病疾患のない方（実習先によって健康診断書、細菌検査等が必要となりますので各自確認してください。）

- （6）妊娠中でない方（健康管理上）

- （7）本学で実施する介護実習事前指導を受講済であること

〔Ⅱ〕実習の時期・学年

上記介護実習基礎資格を充足しているとともに、1年次入学生は4年次以降、3年次編入生および課程正科生（「福祉」免許状取得課程）のうち4月生は3年次10月以降、10月生は3年次4月以降とします。なお、「福祉」の教員免許状を取得する方で、3月に卒業を予定する方は前年度の11月30日までに、9月に卒業を予定する方は同年の6月30日までに実習を終了していることが必要です。

〔Ⅲ〕実習時間

1日の実習時間は8時間、1週40～45時間を基本とし、施設の職員と同じ勤務体系で、10日間以上にわたり実施するものとします。

〔Ⅳ〕実習施設は次の施設とします。

- （1）老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム
- （2）介護保険法に規定する介護老人保健施設
- （3）身体障害者福祉法に規定する身体障害者養護施設
- （4）児童福祉法に規定する肢体不自由児施設（入所施設に限る）

※本学における介護実習は、上記の施設のみとします。

※1. 居住地にどのような施設があるかわからない場合は、最寄りの社会福祉協議会、あるいは、市町村の「高齢者福祉」、「障害者福祉」を担当する窓口にお問い合わせください。

※2. 現在勤務している施設での実習については認められますが、実習期間中は勤務を離れ、本学学生として実習に専念してください。

〔Ⅴ〕 実習の内容および方法

実習内容 (1) 利用者の生活全般を理解します。

(2) 日常生活の介護技術の実施（話しかけ、聴き取り方など）

食事介助、排泄介助、入浴介助、体位変換、移動介助、衣服の着脱、居室の整備、ベッドメイキング、シーツ交換など

(3) 利用者の把握

実習方法 (1) 実習施設の方針にもとづきオリエンテーションを受けます。（緊急時の対応方法について指導を受けます。）

(2) 実習施設の指導プログラムに従って実習します。（できれば夜勤は1回は経験する）

(3) 介護技術は初回は必ず指導者とともに行います。

(4) 2週目より利用者の生活行動の観察を行います。

(5) 実習記録は毎日記載し、指導者に提出します。

〔Ⅵ〕 実習の申込み

実習施設は学生各自が確保してください。その際、実習の目的（高等学校教諭「福祉」の免許状取得）を説明し、実習の時期、時間等について十分打合せを行ってください。なお、その際自己の都合を強く主張しないようにしてください。

内諾が得られたら、本冊子の巻末に添付の『介護実習「実習申込書」』に必要事項にもれなく記入のうえ、実習開始日の2ヵ月前までに本学実習係宛に提出してください。（2ヵ月を切って提出された場合は、受け付けません。）

学生から提出された「実習申込書」に基づき大学から施設宛に実習受入れの依頼手続きを行います。

〔Ⅶ〕 実習終了後の手続き等

実習終了後、2日以内に施設（実習担当者）に「実習録」を提出します。

「実習録」はお礼もかねて、直接受け取りに行き、内容を確認してください。「実習評価票」は施設から本学に送付されます。

※本学は、「実習評価票」と「実習録」をもとに実習事後指導終了後、実習の評価が確定します。

※なお、「実習録」は後日各自に返送します。

〔Ⅷ〕 実習時の注意

実習施設は、施設を利用されている方の生活の場です。実習ということで利用者の生活の場—プライベートの場—に入るわけですから、施設の担当者の指示を守り、施設、利用者に迷惑をかけることのないよう十分注意してください。実習を受講させる、あるいは、継続させるに不適当と判断した場合は、実習を取り消すことがあります。